

長野陸上競技協会旅費規程

平成 24 年 12 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 この規程は、長野陸上競技協会（以下本協会）に係わる旅費等の基準を定め本協会の事業が円滑に運営されることを目的とする。

(旅費)

第 2 条 本協会主催の競技大会（主体性のある競技大会）に競技役員として参加した場合の旅費は、居住地（旧市町村）より会場までの陸路計算とし、最低旅費は 400 円とする。

①特別な大会については、別途定める。

2 本協会の、理事会、専門委員長会等の諸会議及び、本協会を代表して出席する諸会議の旅費は次の通りとする。但し全体協議会委員の旅費は支部陸協負担とする。

①県内の場合

イ 旅費は(1)に準ずるほか、宿泊を要する場合は、2,000 円を補助する。

ロ 理事長が認めたものに限る。

②県外の場合

イ 旅費は居住地最寄りの駅より会場までの旅費実費を支給する。宿泊を要する場合は、7,000 円を補助する。

ロ 理事長が認めたものに限る。

③対外競技会への派遣は前記に準ずる。

(手当)

第 3 条 1 日に付き競技会 1,500 円、会議 1,000 円とする。

(特別の会議等)

第 4 条 特別の事情があるときは、その都度本協会の指示を得なければならない。

附 則

現金支給については 50 円単位（切り上げ）とする。

本規程は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

- ① 陸路計算の場合の単価は 1 km 30 円とする。
- ② 陸路の距離計算は、長野県旅費基準表を準用する。
- ③ 居住地（市町村）は、郵便番号による地域区分とする。
- ④ 三才山トンネル及び新和田トンネルは、1,000 円加算する